

一般社団法人宮崎県トラック協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人宮崎県トラック協会(以下「本協会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を宮崎県宮崎市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、貨物自動車運送事業の適正な運営および公正な競争を確保することによって事業の健全な発達を促進し、もって公共の福祉に寄与するとともに、事業の社会的、経済的地位の向上及び会員相互の連絡協調と緊密化を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 貨物自動車運送事業に係る交通安全、環境保全及び労働災害に関する事業
 - (2) 緊急救援物資の輸送及び災害対策支援事業に関する事業
 - (3) 輸送サービスの改善に関する事業
 - (4) 貨物自動車運送事業に関する調査、研究、統計に関する事業
 - (5) 貨物自動車運送事業の近代化、合理化のための事業
 - (6) 貨物自動車運送事業の近代化、合理化のための事業を行う貨物自動車運送事業者の全国団体に対する出捐
 - (7) 法令および税制に関する調査、研究
 - (8) 行政庁の行う貨物自動車運送事業法その他の法令の施行の措置に対する協力
 - (9) 貨物自動車運送事業の社会的、経済的地位の向上に寄与する施策と宣伝啓発
 - (10) 貨物自動車運送事業法に基づく地方貨物自動車運送適正化事業
 - (11) 会員相互の連絡協調を図る施策
 - (12) その他、本協会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、宮崎県内において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 協会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 本協会の事業に賛同する宮崎県内で貨物自動車運送事業（貨物軽自動車運送事業を除く）を営む個人又は団体及び貨物自動車運送事業者で宮崎県内に事業所を有する者
 - (2) 賛助会員 本協会の目的に賛同して入会した貨物利用運送事業を営む者及び本協会が行う事業を賛助するために入会した者
- 2 前項の正会員及び賛助会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 本協会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 本協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則又は決議等を遵守しないとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会員資格喪失等に伴う権利及び義務)

第 11 条 退会した者又は除名された者は、会員としての一切の権利を失ない義務を免れる。
ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 会員がその資格を喪失した場合、すでに納入した会費その他本会の資産に対して何等の請求をすることができない。

第 4 章 総会

(構成)

第 12 条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第 13 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 14 条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集する場合は、会長は、総会の日 2 週間前までに、会員に対して、会議の日時、場所、目的たる事項並びにその他必要な事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、会員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第 16 条 総会の議長は、当該総会において会員の中から選出する。

(議決権)

第 17 条 総会における議決権は、会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 18 条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第 19 条 総会に出席できない会員は、委任状その他の代理権を証明する書面又は電磁的記録を会長に提出することにより、他の会員を代理人として議決権を行使させることができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 20 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び総会において選任された議事録署名人 2 名以上は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役員等

(役員の設置)

第 21 条 本協会に、次の役員を置く。

(1) 理事 15 名以上 21 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を会長とする。

3 会長以外の理事のうち、4 名以内を副会長、1 名以内を専務理事及び 1 名以内を常務理事とすることができる。

4 第 2 項の会長をもって法人法上の代表理事とし、前項の専務理事及び常務理事をもって法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 22 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行し、副会長は、会長を補佐し、各種委員会に出席して意見を述べることができ、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、本協会の業務を分担執行する。

3 会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 25 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 26 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総会員の半数以上であつて、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第 27 条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従つて算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員損害賠償責任の免除)

第 28 条 本協会は、法人法第 114 条第 1 項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

(顧問)

第 29 条 本協会に、顧問 5 名以内を置くことができる。

2 顧問は、理事会の決議を経て、任期を定めた上で会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べ、または会議に出席して意見を述べることができる。

4 顧問に関して必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 本協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 31 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本協会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(開催)

第 32 条 理事会は、毎事業年度開始前及び事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に随時開催する。

(招集)

第 33 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集する場合は、会長は、理事会の日の 7 日前までに、各役員に対して通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、役員の全員の同意があるときは、理事会は招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長が欠席の場合には、副会長が議長の職務を代行する。

(決議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 36 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 37 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告する事を要しない。

2 前項の規定は、第 23 条第 3 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、会長が出席しない場合には、出席した理事及び監事の全員が記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 39 条 本協会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 40 条 本協会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 41 条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 42 条 この定款は、総会において総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第 43 条 本協会は、総会において総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配の制限)

第 44 条 本協会は、剰余金の分配をすることができない。

(剰余財産の帰属)

第 45 条 本協会が清算をする場合において有する剰余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 46 条 本協会の公告の方法は、電子公告により行う。

第 10 章 支部、専門部会および委員会

(支部、専門部会及び委員会)

第 47 条 会長は、本協会の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の決議を経て、支部、専門部会及び委員会を置くことができる。

2 支部、専門部会及び委員会の長は、会長の要請により理事会に出席して意見を述べることができる。

3 支部、専門部会及び委員会に関する必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第 11 章 事務局

(事務局)

第 48 条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所定の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、理事会の決議を経て、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の決議を経て、会長が別に定める。

第 12 章 補則

(委任)

第 49 条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

令和 7 年 6 月 18 日 一部変更